

InfoCom REVIEW

第 55 号

目次 CONTENTS

研究レポート

- 欧州の ICT 戦略「デジタル・アジェンダ」と
欧州における超高速ブロードバンドの需要の議論について
滝田 辰夫 2
Tatsuo Takita

論文

- 周波数再編成（利用変更・移転）のエコノミクス
—オークションの考え方を取り入れた移行コスト負担制度—
Economics of Spectrum Reallocation — on the cost of yielding
spectrum blocks in an “auction-like reallocation”
鬼木 甫 13
Hajime Oniki
- ネットワーク中立性をめぐる FCC の規則制定過程における
イデオロギー的対立
Ideological Conflict in the FCC’s Rulemaking Process on Network
Neutrality
清原 聖子 32
Shoko Kiyohara
- 情報プライバシー権に関する財産権理論の意義と限界
—米国における議論の紹介と検討—
Meanings and Limits of The Property Rights Theory about
Information Privacy: Introductions and Studies of American
Discussions
村上 康二郎 45
Yasujiro Murakami
- CD と音楽配信の需要の決定要因
Demand Factors of CDs and Music Distribution
浅井 澄子 62
Sumiko Asai

出版物などのご案内

欧州の ICT 戦略「デジタル・アジェンダ」と 欧州における超高速ブロードバンドの需要の議論について

滝田 辰夫^{*}
Tatsuo Takita

SUMMARY

現在、EU（European Union：欧州連合）は、デジタル単一市場の形成及び欧州の競争力の維持・向上を目指して、2010年より「Europe 2020」という成長戦略を推進している。その中心的な役割を果たすのがICTであり、またICT戦略である「デジタル・アジェンダ」となっている。

本稿の後半でみるように、EUにおけるブロードバンドの進捗は比較的順調であるが、光ファイバーに代表される、超高速ブロードバンドの状況については、10年程前の日本を彷彿とさせるものがある。

本稿では、日本では紹介されることが比較的少ない欧州の成長戦略、特にICT戦略「デジタル・アジェンダ」に焦点を当て、その内容、進捗状況等を踏まえ、欧州における超高速ブロードバンドの需要の議論について、ドイツで行われたカンファレンスでの情報も使いつつ紹介・考察する。その上で、欧州の現状と今後の方向性を鑑みた、日本に対する示唆について考察してみたい。

1 欧州のICT戦略「デジタル・アジェンダ」

1-1 欧州における成長戦略の概要

上で述べたように、欧州のICT戦略である「デジタル・アジェンダ」は、それ単独で存在するものではなく、欧州の成長戦略である、「Europe 2020」の一部を構成するものである。そこで、「デジタル・アジェンダ」の内容を検討する前に、まず、欧州の成長戦略「Europe 2020」の全体像についてみてみたい。

欧州の成長戦略「Europe 2020」は、「i2010」に引き続き、2010年から2020年までの10年間にわたる欧州の成長を実現するため、2010年3月26日に欧州理事会にて承認された戦略であり、その内容は3つの優先項目、5つの主要目標、7つのフラッグシップ・イニシアチブから構成されている（EC, 2010a）。

3つの優先項目とは、①スマートな成長：知識及びイノベーションに基づく経済の発展、②持続可能な成長：より資源効率的な、よりグリーンな、より競争力のある経済を促進、③包括的な成長：経済・社

周波数再編成（利用変更・移転）のエコノミクス

—オークションの考え方を取り入れた移行コスト負担制度—

Economics of Spectrum Reallocation — on the cost of yielding spectrum blocks in an “auction-like reallocation”

鬼木 甫^{*}

Hajime Oniki

初校受付 2011年8月8日
査読を経て掲載決定 2011年9月1日

SUMMARY

既に割当済み（免許発行済み）の周波数帯につき、その利用目的の変更、（既存利用者の）移行と新規利用者への割当において生ずる経済問題を分析するための基本フレームワーク（分析用具）を提示し、新規利用者数が1の場合の帰結、及び新規事業者が複数の場合のオークション割当の帰結を考察した。また2010年末総務省「タスクフォース」による「オークションの考え方を取り入れた移行費用負担制度」についてその可能性と含意を検討した上でこれを（マイナス）評価し、代替案を提示した。

キーワード：周波数帯の再編成、電波利用の効率化、利用目的の変更、移転、電波ブロックの需要と供給、需要価格、供給価格、最高需要価格、最低供給価格、補償、余剰、総務省2010年タスクフォース、オークション、比較審査

1 まえがき

この論文の目的は、周波数割当の再編成（利用変更と移転）について経済学的観点から分析を加え、また2010年末の総務省「タスクフォース報告」⁽¹⁾で提示された「オークションの考え方を取り入れた（周波数）移行コスト負担制度」としてどのようなものがあり得るかを考えることである。

電波資源は20世紀初頭から利用されてきたが、当初は供給に十分余裕があり、政府当局は混信などの不便を避けるために周波数帯を割り当て、無

線局免許を発行するだけで済んでいた。1980年代から携帯電話の普及が始まると、空き周波数帯が減少して電波資源が希少化し、オークションによって電波が割り当てられるようになった。携帯電話は加入者を急速に増加させ、現在では生活・ビジネスの必需品になっているが、2010年代末から次世代携帯電話（3.9G/LTE, WiMAX, 4G）とコンピュータ機能をフルに備えた「スマートフォン」が導入されはじめている。4Gとスマートフォンを結合したWBS（Wireless Broadband Service：ワイヤレス広帯域サービス）は、近未来のGPT（General Purpose Technology：基本汎用

ネットワーク中立性をめぐる FCC の規則制定過程における イデオロギー的対立

Ideological Conflict in the FCC's Rulemaking Process on Network Neutrality

清原 聖子*

Shoko Kiyohara

初校受付 2011年8月20日
査読を経て掲載決定 2011年9月7日

SUMMARY

本稿は、FCCのネットワーク中立性をめぐる規則制定過程についてイデオロギー的対立に焦点を当て検討した結果、アメリカではネットワーク中立性をめぐる政策論争についても、イデオロギー分極化による政治的力学が大きく働いている点が明らかになった。

1 はじめに

現代アメリカ政治が激しいイデオロギー分極化による対立という深刻な問題にさらされていることは、様々な研究で明らかにされている(久保、2009)⁽¹⁾。しかし、もともと社会主義不在のアメリカで、イデオロギー対立とは何を意味するのか、と疑問に思われるかもしれない。アメリカにおけるイデオロギー対立とは、自由主義右派である保守派と自由主義左派のリベラル派との対立である。保守派は、現代保守主義として1980年代、大型減税と規制緩和によって徹底的に小さな政府を実現しようとしたレーガン主義によって一つの体系となった。一方、リベラル派は、1960年代にニュー・ディールが目指したりベラリズムの絶頂を迎えるが、その後1980年代には共和党に民主党の大統領候補が3連敗したことを契機に、ネオ・リベラリズムという民主党内に改革派が現れた。1990年代には、その改革派の代表として

Bill Clintonが大統領に当選し、経済に対して大きな政府ではないが積極的な政府の姿勢を維持する立場がとられ、中道政治が行われたことで、今ではリベラリズムの擁護者であるリベラル派は民主党内で党を代表する勢力ではなくなっている。こうしたイデオロギー分極化は、政党や連邦議会の議員レベルだけでなく、連邦司法人事などアメリカ政治の様々な方面に表れている。

個別の政策領域ではとりわけ、2010年3月にObama大統領の肝いりで国民皆保険制度の導入が実現した医療保険制度改革の分野は典型的な例と言えるだろう。天野(2009)が指摘するように、長年民主党はリベラル派を中心に、政府が医療保険制度において果たす役割の拡張を図ってきたのに対し、共和党は、改革の必要性自体を認めようとせず「現状維持」の姿勢をとってきた。1980年代から90年代にかけて、両政党内で改革に対するアプローチに変化が現れたが、基本的にこの分野では、制度改革をめぐる政府、企業、個

情報プライバシー権に関する財産権理論の意義と限界

—米国における議論の紹介と検討—

Meanings and Limits of The Property Rights Theory about Information Privacy : Introductions and Studies of American Discussions

村上 康二郎*

Yasujiro Murakami

初校受付 2011年8月10日

査読を経て掲載決定 2011年9月14日

SUMMARY

米国では、1990年代後半以降、情報プライバシー権に関する財産権理論が有力に主張されるようになってきている。その影響を受けて、我が国でも、財産権理論を導入しようとする見解が現れてきている。確かに、財産権理論は一定の魅力をもつものであるが、これに対しては、米国においても様々な批判がなされており、仮に我が国に導入しようとする場合には、それらの課題を解決する必要があるものと考えられる。本稿は、米国における財産権理論の意義と限界を明らかにし、そこから一定の示唆を得ようとするものである。

1 はじめに

プライバシー権の発祥の地ともいえるべき米国では、プライバシー権について、現在でも活発な議論が続けられている。米国では、1960年代以降、情報プライバシー権と呼ばれる学説が有力化しているが⁽¹⁾、特に、最近では、情報プライバシー権を財産権として把握する見解が有力に主張されるようになってきている。すなわち、個人情報ないし個人データに対して、情報主体である本人が財産権を有するという考え方である。本稿では、これを「財産権理論」と称することにする。

この財産権理論は、1990年代後半以降、米国において有力に主張されるようになっており、そのため、我が国においても、この財産権理論を導入しようとする見解が主張されるようになってい

る⁽²⁾。確かに、財産権理論は、一定の魅力をもつものであるが、米国においても厳しい批判がなされており、様々な課題をもつものである。したがって、仮に、財産権理論を我が国に導入しようとする場合には、それらの課題を解決する必要があるものと考えられる。また、米国と日本では、歴史的背景やプライバシー権をとりまく法制度について多くの違いが存在することも問題になるところである。これまでのところ、我が国では、これらの問題点に関する検討が十分になされていない。結論的には、少なくとも、現時点において、米国の財産権理論をそのまま日本に導入するのは難しいところがあるように思われる。それよりも、財産権理論の是非をめぐる米国における活発な議論から、我が国における学説がどのような示唆を獲得するのかが重要なように思われる。

CD と音楽配信の需要の決定要因 Demand Factors of CDs and Music Distribution

浅井 澄子^{*}
Sumiko Asai

初校受付 2011年8月19日
査読を経て掲載決定 2011年9月20日

SUMMARY

本研究は、有料音楽配信におけるシングルトラックの需要の決定要因をハザード・モデルで分析するとともに、需要関数の推定を通じて把握したCDの需要の決定要因との比較を行った。その結果、シングルトラックと同じ年に発売されたCDの販売金額が多いアーティストの楽曲は、配信市場でもヒットが期待される反面、アーティストの過去の販売実績が、CDと音楽配信の需要に与える影響は、異なることが示された。このことは、消費者が楽曲の属性によって媒体を使い分けている側面があることを示唆する。

1 はじめに

日本のオーディオ・レコードの総生産金額は、日本レコード協会(2011)によると、1998年に6,075億円でピークに達した以降、縮小傾向にあり、2010年の市場規模は対前年約10%減の2,250億円となった。これに対し、パソコンや携帯電話に楽曲をダウンロードする有料音楽配信市場は、サービス開始以降、拡大を続けてきたが、その配信市場も、2010年には860億円で、前年比5%の減少となった。有料音楽配信市場は、サービス開始から短期間で成長から成熟へと移行したことになる。本論文では、有料音楽配信市場の中で最も大きな比重を占めるシングルトラックを対象に⁽¹⁾、楽曲の需要要因を分析するとともに、コンパクト・ディスク(compact disc 以下、「CD」という)

を媒体とするシングルとアルバムの需要要因との比較を行う。浅井(2010)は、2008年10月から2009年3月の間で新たにシングルトラックの週間ヒットチャート上位100に入った楽曲を対象に需要要因を分析した。しかし、2008年から2009年前半は、シングルトラックの成長期に当たり、その時期に得られた結果が、その後の安定期に当てはまるかは不確定である。これに対し、2010年のシングルトラック市場は、既に成熟段階に入っており、需要要因についても安定的な結果が得られることが期待される。

シングルトラックは、いわゆる着メロや着うたとは異なり、楽曲1曲全体を配信する。シングルトラックは1曲単位での提供、CDでは、楽曲数曲をバンドルした提供となるが、提供される楽曲自体は同一である。このため、消費者がシングル

『InfoCom REVIEW』投稿要綱

1. 発行目的

本誌は、情報通信に関する独創的な研究成果を公表しながら、今後の日本社会の発展に資することを旨とする。

2. 発行時期

原則として年間3回（3月、7月、11月）の発行とする。

3. 投稿者の資格

上記目的に適合した著作物であれば、特に投稿者の資格は問わない。

4. 投稿原稿

- (1) 情報通信に関する未発表の論文とし、執筆者独自の知見や提言を含む研究論文とする。
- (2) 字数は、図表を含めて15,000～20,000字とする。
- (3) 言語は、日本語を原則とするが、英語でも構わない。
- (4) 記述方式は、原則として「原稿執筆要領」（投稿者へ別途送付）に準ずる。
- (5) 原稿ファイルをe-mailに添付、または電子媒体に保存し、郵送にて提出するものとする。
- (6) 原稿提出期限は概ね発行の3ヶ月前とする。
- (7) 提出された投稿原稿は返却しない。
- (8) 執筆に対する報酬（執筆料）は支払わない。

5. 投稿原稿の採録

- (1) 論文は当該分野に精通した査読者によって原則として可及的速やかに審査される。なお、同時期に投稿原稿が集中した場合等により、審査および採録の時期を調整することがある。
- (2) 査読の結果、執筆者に採否を伝えるとともに、内容の修正を要請することがある。
- (3) いかなる場合も、査読者名は執筆者に対して告知されない。
- (4) 論文の採否は、発行時期の1ヶ月前までに通知する。

6. 投稿原稿の掲載

投稿原稿の掲載は、編集委員会が決定する。

7. 受理された投稿原稿の校正

受理された投稿原稿の執筆者による校正は初校のみとし、訂正範囲は投稿原稿と異なる字句の箇所に限定される（訂正範囲は誤字・脱字のみに限定される）。

8. 投稿原稿の著作権

- (1) 原則として、掲載された論文の著作権は株式会社情報通信総合研究所に帰属する。特別な事情により、株式会社情報通信総合研究所に帰属することが困難な場合には、著者と株式会社情報通信総合研究所との間で協議の上措置する。
- (2) 著作権に関して問題が発生した場合には、執筆者の責任において処理する。
- (3) 著作権者人格権は著者に帰属する。著者が自らの論文を複製、転載などの形で利用することは自由である。この場合、著者は、掲載先に出典を明記し、あわせて編集委員会に通知することとする。

9. 掲載の取消し及び掲載時期の変更

以下の場合、編集委員会の決定に基づき、受理された投稿原稿の掲載の取消しや掲載時期の変更を求められることがある。

- ・著作権の侵害が認められた場合
- ・著しい事実誤認等、著作物に重大な瑕疵が認められた場合
- ・査読者の修正要請にしたがわない場合

10. 手続の開始

- (1) 下記原稿提出先に、執筆者の氏名、所属、連絡先を添えてテーマ及び要旨（200字程度）を提出する。
- (2) 提出された要旨を基に、編集委員会が発行目的に見合った内容と判断した場合、「原稿執筆要領」を添えて投稿原稿の提出を依頼する。

11. 原稿提出先

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-14-10 アーバンネット日本橋ビル
(株)情報通信総合研究所 『InfoCom REVIEW』編集委員会
e-mail: review@icr.co.jp

TEL. 03-3663-7175 (直通) FAX. 03-3663-7490

※詳細は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

http://www.icr.co.jp/publications/book/review_boshu.html